

## 令和6年第2回定例会 一般会計予算決算常任委員会 市民厚生分科会審査記録

1 日 時 令和6年6月12日(水) 午前11時15分

2 場 所 市役所 第一委員会室

3 議 題 議第65号 令和6年度村上市一般会計補正予算(第2号)

4 出席委員(7名)

1番	渡辺	昌	君	2番	長谷川	孝	君	
3番	川村	敏	晴	君	4番	大滝	国吉	君
5番	山田	勉	君	6番	上村	正朗	君	
7番	鈴木	一之	君					

5 欠席委員(なし)

6 地方自治法第105条による出席者

議長 三田 敏秋 君

7 分科会委員外議員

一般会計予算決算常任委員会 委員長 大滝 国吉 君

8 説明のため出席した者

副市長	大滝 敏文	君
政策監	須賀 光利	君
税務課長	永川 満	君
市民課長	小川 一幸	君
同課生活人権室長	前川 龍也	君
同課自治振興室長	石田 浩二	君
同課市民年金室長	木田 恵美	君
環境課長	鈴木 昭君	君
同課参考事	阿部 正誓	君
同課生活環境室長	大宮 滉生	君
同課環境政策室長	本間 勉	君
保健医療課長	押切 陽子	君
同課健康支援室長	船山 和美	君
同課国保室長	林間 文	君
介護高齢課長	志田 治	君
同課高齢者支援室長	志川 勇治	君
同課高齢者支援室主幹	田中 加代子	君
同課高齢者支援室係長	志田 真弓	君
同課高齢者支援室係長	八幡 英俊	君
同課介護保険室長	瀬賀 由香	君
同課介護保険室係長	石山 寛子	君
福祉課長	太田 秀哉	君
こども課長	山田 実君	君
同課子育て政策室長	長谷部 淳君	君
同課子育て政策室係長	渡辺 悟	君
同課子育て支援室長	高橋 洋一	君

## 9 議会事務局職員

局長 内山治夫  
書記 山田ひろみ

(午前11時15分)

分科会長（鈴木一之君）開会を宣する。

○一般会計予算決算常任委員会正副委員長を「分科会委員外議員」の扱いとし、今後、本分科会が開催されるたびに、出席いただくことに決定した。

○本分科会の審査については、分科会審査日程概要どおりに進むことに異議なく、そのように決定する。

**日程第1** 議第65号 令和6年度村上市一般会計補正予算（第2号）についてのうち市民厚生分科会所管分について、担当課長（市民課長 小川一幸君、介護高齢課長 志田淳一君、こども課長 山田昌実君、環境課長 阿部正昭君）から歳入の説明を受けた後、歳入についての質疑に入り、歳入についての質疑終了後、歳出についての説明を受けた後、歳出についての質疑に入る。

### 歳入

#### 第21款 諸収入

（説明）

市民 課長 それでは、よろしくお願ひいたします。それでは、9ページ、10ページを御覧ください。中段になりますが、21款6項6目雑入、説明欄の2でございます。コミュニティ助成自治総合センター交付金で750万円の新規計上であります。これは、一般財団法人、自治総合センターに申請をしていたコミュニティ助成事業の助成金の交付決定が令和6年3月22日付で県からあったことから今回計上したものであります。内訳としましては、一般コミュニティ助成事業への助成で250万円掛ける3件分であります。以上でございます。

### 歳入

#### 第21款 諸収入

（質疑）

（「なし」と呼ぶ者あり）

### 歳出

#### 第2款 総務費

（説明）

市民 課長 それでは、歳出のほうを説明させていただきます。それでは、皆さん、11ページ、12ページを御覧ください。こちらも中段になりますが、2款1項13目地域活性化推進費、説明欄の1でございます。協働のまちづくり推進事業経費でコミュニティ助成補助金で750万円でございます。これは、先ほど歳入で説明いたしました令和6年度コミュニティ助成事業の交付決定がありましたので、それに伴う事業実施団体への交付

するための補助金を同額計上したものでございます。以上でございます。

### 第3款 民生費

(説明)

介護高齢課長 続きまして、3款民生費、1項4目老人福祉施設費、説明欄1、老人ホーム運営経費、指定管理料58万8,000円です。これは、令和6年度介護報酬改定によりまして、介護職員の処遇といいますか、収入が月額平均6,000円相当引き上げられたことから、類似します養護老人ホームの支援員の処遇を改善するため、国の通知に基づき追加するものです。今回は、養護老人ホームやまゆり荘の支援員7人分の処遇改善に充てられます。

こども課長 続きまして、3款2項1目、説明欄1、こども家庭センター事業経費であります。育児・家事援助委託料33万6,000円の増額ですが、要支援児童等の保護者等に対し、家事及び養育の支援を行う子育て世帯訪問支援事業の利用者の増加に伴う増額補正であります。続きまして、3款2項3目児童措置費、説明欄1、保育園運営経費1,717万3,000円の増額ですが、今年度保育士の産休、育休が多いということがございまして、途中入園対策として派遣保育士5人分を増額補正するものであります。

### 第4款 衛生費

(説明)

環境 課長 続きまして、4款1項3目でございます。13、14ページをお開きください。説明欄1、環境衛生総務一般経費の機械器具購入費は、熱中症対策の一環といたしまして、ミストシャワー2台の購入費を計上しております。設置場所といたしましては、上助渕地内の屋内遊び場玄関付近、それと塩町地内の鮭公園を予定しております。説明欄2、新エネルギー推進事業経費の工事請負費は、平成26年度に荒川支所に設置いたしましたEV充電器の撤去費を計上しております。既設充電器は耐用年数を経過しており、維持修繕費が増加しておりますことから、撤去するものです。なお、撤去後には、民間で充電器を設置する予定となっております。以上でございます。

## 歳出

### 第2款 総務費

(質疑)

長谷川 孝 協働のまちづくりのコミュニティ助成補助金の750万円なのですが、これ何件の応募があつて、3件だけ決まったのか、まずそれを教えてください。

市民 課長 令和6年度については、4件の申込みがありまして、そのうち3件採択されました。その3件の町内とか団体とか、その辺ちょっと分かったら教えてください。

市民 課長 3件なのですが、まず1つが大関区になります。続きまして、2団体目が荒島区、そして3団体目が細工町町内会、この3団体でございます。

渡辺 昌 今の説明についての関係なのですから、以前はもっと申請多かったように思うのですけれども、最近は大体こんな、集落、町内からの申請ってこのぐらいの数なのでしょうか。

市民 課長 年度によってまちまちであります。今回、昨年、令和6年度用ということで申込みを取りまとめたときに4件だったのですが、令和5年度用については10件ございました。ちなみに、10件のうち7件が採択されておりましたし、令和4年度につきま

- しては、13件ございましたが、このときは少なくて、4件の採択というふうな形になっていました。
- 渡辺 昌  
市民 課長 今回採択された具体的な、どういうものが採択されるのかを教えてください。
- 今回の採択につきましては、まず大関区のほうについては、空気清浄機ほかコミュニティー活動に使う備品ということの整備ということで申込みがありまして、それが採択されております。あと、荒島区につきましては、太鼓等の備品についてということで、コミュニティー活動の備品整備ということで採択されています。細工町の町内会については、獅子頭、祭り用ですが、こちらの関係と、ほかということで申請をされて、採択されております。
- 渡辺 昌 採択されたところというのは、自己負担分というのは発生しているのですか。それとも、全額それで対応されているわけですか。
- 市民 課長 各区の総事業費につきましては、今回それぞれ250万円ずつだったのですが、これを若干超えております。その分については、地区で負担していただくことになります。

### 第3款 民生費

(質 疑)

- 上村 正朗 保育園運営経費の保育士派遣手数料の関係でちょっとお聞かせいただきたいと思います。これは新規ではないので、5人分とおっしゃいましたけれども、5人分で合計何人になるのでしょうか。追加とおっしゃったので。
- こども課長 今現在7名おりますので、この5人分を含めまして12名分ということでございます。
- 上村 正朗 当初予算しっかり見ていなくて、大変申し訳なかったのですけれども、人材派遣というのは最近増えたのでしたか、従来からもありましたっけ。
- こども課長 派遣の保育士につきましては、いつからというのはちょっとはっきりとは覚えていないですけれども、最近派遣会社のほうに、会計年度任用職員ということで募集しておりましたが、それでは充足しないということで、派遣の会社のほうに派遣保育士をお願いするようになりました。人数が増えたのは、ここ二、三年であります。
- 上村 正朗 不思議なのは、介護もありますけれども、会計年度任用職員で募集しても応募がなくて、派遣だと応募して、派遣で確保できるわけなのですけれども、何かその理由というのはどの辺に、どういうふうに分析していらっしゃいますか。
- こども課長 理由ですけれども、会計年度任用職員の場合は市に属するということで、市で直接雇用するということでございます。派遣職員は、そういう会社に登録すれば、自分で職を探さなくても、その派遣会社のほうから、今回はこっち行ってくれ、今回はこの保育園行ってくれということで、待っていれば勤め先が来るというようなところがございます。いろんな理由で会計年度を選んだり、それから派遣を選んだりということはあると思いますが、派遣の利点ということになると、恐らく個人では職を探さなくても、派遣会社のほうから雇用先を指定していただけるというようなところがございますので、近年若い人も含めてそういったところの需要が高まっているのではないかというふうに感じております。
- 上村 正朗 派遣の保育士さんももちろん専門職ですから、仕事を一生懸命やっていただいているという、そういう前提の下なのですけれども、やはり保育というのは非常に専門的なものですので、できれば会計年度任用職員、正規であればもちろん一番いいわけですけれども、やっぱり専門性の確保ということで長期間、2年でも、3年でも、4年でも同じ職場、同じ仕事に就いていただくのが理想だと思うのですけれども、

派遣の方の規定、何年ぐらい、私もいろんなので見ていて、やっぱり派遣の方というのは割と入れ替わりがある、多い傾向もちょっとそういうふうに認識していますので、その辺はいかがでしょうか。

こども課長

おっしゃるように、私どもとしても、保育園のほうで今やはり有資格の保育士さんというのが不足しておりますので、会計年度さんであっても、長く勤めていただきたいというふうには思っております。派遣保育士さんのほうについては、近年増えたわけですけれども、やはり少しでも長くお願ひしたいということで、園長のほうからも、勤務についてはいろいろ情報を得ておりますし、そういったことで派遣保育士さんについては、また例年12月に債務負担を取って4月以降の雇用についてお願ひするわけでありますが、そういったことで不足する分を派遣保育士のほうでも補っていきたいというふうに考えております。

上村 正朗

会計年度任用職員で募集しても来ないわけだから、人員の基準を満たすためにはやむを得ないというか、その選択もありなのだろうなと思いますけれども、今度5人派遣していただいて、12人派遣から来ていただくわけですけれども、それでいつも問題になっているのは年度途中で、年度の初めは待機児童がいないのだけれども、年度の途中でどうしても待機児童が出てしまうというのがこの間続いているのかなと思いますけれども、この12人で基準というのは満たされるというか、そんな見込みですか。

こども課長

おっしゃるように、途中入園の園児を全部年度間でお引受けできないというような状態がございます。この5人につきましては、先ほど説明したとおり、今年度については産休、育休の保育士さんが年明けになってからいろいろちょっと増えたというようなところもございます。4月当初につきましては、何とか待機児童なしでスタートしたわけでございますけれども、やはり今後もそういった方が出てくる可能性はありますので、そういった補完にもしたいということですし、それから途中入園の子を受け入れる、そういった部分でも、この保育士についてはそういった数字にも役立っていくような、そういったところなのですけれども、ただ全てそれで補完できるかというと、やはりなかなかそれでは全部貰い切れるかというところはちょっと不確定の部分がございます。例年ですと、大体ゼロ歳児が多いわけなので、そういったところの換算で3対1みたいな形では見ているのですが、今後そういった需要がどれくらい出てくるかというところが分かりませんけれども、何とか年内ぐらいはもてばいいかなというようなところで、そういったところでは考えているところです。

上村 正朗

ぜひ年度途中のニーズの増加についても、派遣も含めて対応していただきたいなと思いますけれども、今ゼロ歳の場合は3対1の基準、これ当然人員基準を満たすために派遣、会計年度職員、途中でも入れていらっしゃると思うのですけれども、そもそも今年度、未満児ではないのですけれども、3歳児が20から15で、4、5歳児が30から25、人員の配置基準の見直しありましたよね。それは村上市の場合は公立、それから指定管理含めて、その辺そもそもの人員基準というものは満たされていらっしゃるのですか。

こども課長

ほとんどそこは今おっしゃったように5人に減るような形になったのですけれども、基準としては満たしているのですが、1園だけやはり3歳児15対1になるとちょっと不足するというところがございました。これについては、4月からどうしてもということではございませんでしたので、猶予があるということですので、その

- 辺で体制を整えていきたいということあります。
- 上村 正朗 経過措置あるわけですけれども、公立保育園なのかは指定管理なのかは分かりませんけれども、市が関わっている保育園で基本的な人員基準が満たされていないというのは、やっぱり非常にそれは問題だと思いますので、ぜひそれは早めに解消するようにしていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。
- こども課長 それは、こども課といたしましても同様に考えておりますので、そのように改善していきたいと思います。
- 渡辺 昌 今のところなのですけれども、何げにインターネットで職探しのサイトを見ていたら、実際村上市のそういう保育士募集が出ていました、見ていたら人材派遣の、いわゆる人材派遣業務のところのサイトで見たのです。こういうのがあるなというのはちょっと前から知っていたのですけれども、こういう人材派遣の保育士を市として募集する際の手続というのですか、特定の人材派遣業のところに保育士を募集してくれないかという手続というか、その辺の手続のことをもし分かりましたら、教えてもらいたいのですけれども。
- こども課長 私どもがコンタクトを取らせてもらっているのは人材派遣会社でありますので、人材派遣会社のほうでその会社に登録する保育士を募集するということであります。人材派遣会社は本当にたくさんあって、私どもも1社だけではなくて、複数のほうと契約しております。そういうことで、人材派遣会社のほうにはそういった人あつたらお願ひしますねということでお願いしているわけですが、逆にそういった方が、登録している人材会社のほうからこちらのほうに売り込みというのもございますので、そういったところで手続的には資格持っている方は、いろんな会社があるのですけれども、そこに登録するというのが一つ方法としてはございます。
- 渡辺 昌 人材派遣で採用された保育士の待遇とか、給料というのは、いわゆる会計年度職員と同じ待遇と考えていいのでしょうか。
- こども課長 人材派遣会社の職員は、その人材派遣会社の職員でありますので、その会社の待遇ということになります。ですので、若干の違いはございますし、会計年度と違うというところもございますので、その会社のそういった待遇ということになります。

#### 第4款 衛生費

(質 疑)

- 川村 敏晴 新エネルギーのところなのですけれども、荒川支所にある今のEV充電器の撤去と新設される機械の移行期間、これどのくらいあるのでしょうか。
- 環境 課長 移行期間は、速やかに更新していただきたいと思っているのですけれども、空いた期間につきましては、昨年度、荒川地区公民館にEV充電器設置してございますので、そちらを利用していただきたいと思います。
- 川村 敏晴 公民館のほうも民間のものでしたか。
- 環境 課長 公民館も民間のものでございます。
- 川村 敏晴 民間設置の場合は、利用者については有料になりますか。
- 環境 課長 有料になります。
- 川村 敏晴 これもインターネットとか、いろいろ設置の民間業者の勧誘みたいなのは私もたまに見るのだけれども、その辺民間に移行するというプロセスはどんな流れがあったのですか。
- 環境 課長 やはり当初につきましては、EV車の普及といいますか、普及を進めるために市で

急速充電器を、急速ではなくても、充電器設置いたしまして、EV車の普及を図ったのですけれども、その充電器につきましては、ずっと無料できたわけでございます。ただ、もう設置からしばらくたちましたので、ガソリン車に乗っている方もガソリン代自分でお支払いしているわけですので、EV車に乗っている方もそれなりの負担をしていただくというような形で、耐用年数を経過したのもございますけれども、民間に移行ということでございます。

川村 敏晴 その考え方で別に問題はないのですけれども、充電設備の普及というふうなことを考えれば、本庁にあってもいいのかなと思うのですが、そういう予定はないですか。

環境 課長 本庁舎の施設ではないのですが、村上小学校と本庁舎の間の駐車場ございますけれども、そこに民間のものを設置する計画にしてございますし、あとそちらの体育館にも設置してございます。

渡辺 昌 市内のほかのところに最初一緒に設置されたところというのは、今後やはり撤去みたいな感じで進めていくのですか。

環境 課長 耐用年数が来たものについては、民間のほうとの入替え等を進めていく予定にしてございます。

渡辺 昌 みどりの里にもあるのですけれども、具体的ないつ頃というか、その辺のところって出ているのですか。

環境 課長 みどりの里につきましては、リニューアル工事のときに合わせて更新ということになります。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(賛否態度の発言)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、賛否態度の発言を求めたところ賛否態度の発言なく、起立による賛否態度の取りまとめを行った結果、議第65号のうち市民厚生分科会所管分は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと態度を決定した。

○以上で本分科会に付託された案件の審査を終了し、本分科会の報告を分科会長に一任することを決め、閉会する。

分科会長（鈴木一之君）閉会を宣する。

(午前11時46分)